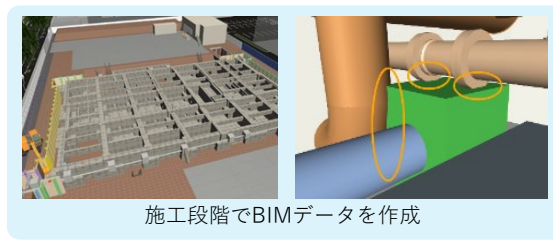


官庁営繕事業におけるEIRを適用したBIM活用

- 原則として**全ての新営設計業務及び新営工事**において、発注者情報要件である**EIR※1を適用し、BIM※2活用を推進※3**。
 - 延べ面積**3,000㎡以上の新営設計業務**には、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
 全ての**新営設計業務及び新営工事**には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
 - **設計BIMデータ**について工事受注者へ説明等を行うBIM伝達会議を開催し、**工事受注者が活用する場合には貸与**。



設計BIMデータの貸与



※1 Employer's Information Requirements
 ※2 Building Information Modelling
 ※3 令和5年度より取組開始

BIM活用の項目

■ 指定項目（延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務に設定）

| | BIM活用の項目 | 目的 |
|----|-------------------|------------|
| 設計 | 建築物の外観及び内観（一部）の提示 | 合意形成の円滑化 |
| | 実施設計図書（一般図等）※4の作成 | 図面間の整合性の確保 |

※4 総合、構造、電気設備、機械設備の各分野の図面を対象とする。

■ 推奨項目※5（全ての新営設計業務及び新営工事に設定）

| | BIM活用の項目 | 目的 |
|----|-------------------|----------------|
| 設計 | 設計条件等と設計図書の整合性の確認 | 情報の共有、確認の効率化 |
| | 基本設計段階における設備計画の検討 | 納まりの検証の効率化 |
| | 概算工事費の算出 | 効率的な数量算出、精度の向上 |
| | 基本設計図書（一部）の作成 | 図面間の整合性の確保 |
| | 実施設計図書（詳細図等）の作成 | 図面間の整合性の確保 |
| 工事 | 施工計画等の検討 | 検討の効率化、理解の向上 |
| | 施工図の作成 | 効率的な検討、整合性の確保 |
| | 干渉チェック | 干渉の確認の効率化 |
| | 完成図の作成 | 維持管理に向けた資料等の作成 |
| | 建築物利用説明書に用いる図の作成 | 維持管理に向けた資料等の作成 |

※5 3,000㎡未満の新営設計業務の場合、上記の指定項目は推奨項目として設定する。

■ 指定項目又は推奨項目以外：受注者は任意にBIM活用が可能

成果品

■ 指定項目：「実施設計図書（一般図等）の作成」

- 設計BIMデータ及び設計BIMデータ説明資料※6の提出を求める。

※6 BIMモデルと連動しない箇所が分かる資料、モデリング・入カールールに関する資料

■ 推奨項目

- 成果品としてBIMデータの提出を求めない。

設計BIMデータの貸与

■ 発注者はBIM伝達会議を開催し、工事受注者へ設計BIMデータ及び同説明資料を説明する。

■ 工事受注者が設計BIMデータを活用する場合、発注者は、工事受注者へ設計BIMデータを貸与する。